

第 23 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 12 月 25 日（木）9：30～10：10

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(14名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	4 番 高 橋 伸 幸
6 番 原 田 義 一	7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	14 番 岩 谷 淳 志	16 番 三 浦 寿 紀	17 番 柿 元 信 次
18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇		

【農地利用最適化推進委員】(15名)

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅
4 番 小松原 常 雄	5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	10 番 大 谷 数 義
12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	14 番 田 村 邦 麿	15 番 河 崎 健
16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利	

2 欠席委員

【農業委員】岡本健治、豊田知世、青葉 真、藤若裕香

【農地利用最適化推進委員】領家 悟、永見 孔、長野昭三

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事

【農林振興課】黒見主任主事

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)報告 農用地利用集積等促進計画について (24 件)

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について (1 件)

農地利用目的変更届について (1 件)

(3)議案 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (3 件)

議第 3 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (3 件)

5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、5番 岡本委員、9番 豊田委員、12番 青葉委員、15番 藤若委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、7番 領家委員、8番 永見委員、11番 長野委員、以上3名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第23回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。3番：大崎委員、10番：川神委員、よろしくをお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画について、それから、認定電気通信事業者等が行う農地転用届ほかについて、事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。「報告」とあります、促進計画の認可の一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、27件、50筆、71,882㎡」となっております。今回は、「令和7年11月28日」に公告された案件になります。</p> <p>続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届「2号」について説明します。場所は、浜田合庁から約450m南東の清水町5町内です。こちらは、当該地周辺におけるソフトバンク携帯電話の利用が可能となるよう基地局を設置で、575㎡のうち4㎡を利用するという計画となっております。工事期間は、通知日から令和8年5月31日までの予定となっております。</p> <p>続いて、農地利用目的変更届「3号」について説明します。場所は、杵束まちづくりセンターから約950m北の大斉になります。申請は、田1筆、面積1,788㎡で、今後は、畑とし、果樹等を植えるということで、今回、申請をされました。事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>

議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「24号」について説明します。場所は、和田まちづくりセンターから約500m北北西の下本郷町内です。申請は、田畑16筆、合計面積9,778㎡です。有償での所有権移転で、譲受事由として、居宅は解体されていますが、宅地を含め周辺の農地を購入する案件で、農地その他の土地も併せて所有権移転するものです。もし、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したいと思ひます、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断してあります。</p> <p>「25号」について説明します。場所は、国府まちづくりセンターから約1,550m北東の国分2町内です。申請は、畑、面積499㎡で、無償での所有権移転で、譲受事由として、住宅周辺の農地を譲り受けるするものです。周辺の土地も田や畑として使用されており、申請地を耕作することに問題はないと思ひます。もし、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したいと思ひます、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断してあります。</p> <p>事前質問として、「24号」について、譲受人の年齢及び所有機械は？との質問があり、譲受人の年齢は、24歳、所有機械については、現在は、除草機と長鎌です。今後、順次、耕うん機、バインダー、ハーベスタ等購入予定ということです。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「24号」につきまして、「14番 岩谷委員 または 田村委員」をお願いします。</p>
岩谷委員	<p>事務局の説明のとおりで、次期耕作者は若い方で、やる気はあります。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「25号」につきまして、「1番 河野委員 または 近重委員」をお願いします。</p>

河野委員	事務局の説明のとおりで、問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。
議 長	その他、皆様方からありましたらお願ひします。
佐々木委員	「24号」につきまして、24歳ということで、お若い方ですが、Iターンなのでしょうか？
事務局	Iターンで、今度浜田に来られた時には、住民票を移すと聞いております。インターネットを利用しての業務をされており、その合間に農業をされると聞いております。
大崎委員	この状態のものを耕作するには相当苦勞されると思えます。また、就農することにより助成金等をもたらす予定なのかお聞きします。
事務局	現在は、草刈り機がある程度で、今後、ハーベスタ・バインダー等順次購入される計画で、できる範囲で、耕作できるようにするという状況です。助成金等は利用するとは聞いておりません。
道下委員	本当に耕作できるのか非常に不安を感じますがどうでしょうか。
佐々木委員	若い方が、Iターンでやる気をもって来られるということで、いいことかなと私は思います。
議 長	それでは、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願ひします。
委 員	～挙手 多数～
議 長	挙手、多数です。承認といたします。続きまして、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請は3件です。事務局の説明をお願ひします。
事務局	<p>「14号」について説明します。場所は、浜田合庁から約450m南東の清水町5町内です。申請は、畑、575㎡で、転用目的としては、顛末書の提出がありました。昭和56年ごろ亡父が事前に申請を行わないまま、駐車場として整形・整備行われたという案件で、周辺に農地はなく、特に影響はないと思われるが、万一苦情等があった場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第3種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「15号」について説明します。場所は、三保まちづくりセンターから約750</p>

	<p>m北東の、古市場 下古市町内です。申請は、畑、面積 17 m²で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、亡父が昭和 47 年当時、畑を駐車場・車庫に手続きもないまま転用してという案件で、すでにコンクリートを施し周辺の宅地・隣地への土砂等の流出被害防止対策には万全を期しております。また雨水については市道側溝へ排水するので周囲への影響はない。その他被害の及ぶ恐れはないが、万一の場合は関係当事者間で話し合い、責任を持ってこれを対処いたします、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第 3 種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「16 号」について説明します。場所は、場所は、山陰道相生 I C から約 260 m 西の、相生町 1 町内です。申請は、畑、面積 250 m²で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、昭和 60 年頃に無断で土地造成を行い、居宅の建築を行ったという案件で、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情等があった場合は、誠意を持って対処する、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第 3 種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「16 号」について、意見として、顛末書に提出日未記載との指摘がありました。この申請は、本人から郵送で申請された案件で、自身で作成された様式で、日付けの記載なかったということでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「14 号」につきまして、「11 番 河上委員」をお願いします。</p>
河上委員	<p>写真のような状況で、舗装もされている所もあり、事務局の説明のとおりです。</p>
議 長	<p>「15 号」につきまして、「8 番 皆本委員」補足説明をお願いします。</p>
皆本委員	<p>先般、事務局と現地を確認しました。事務局の説明もありましたが、顛末書の内容のとおりです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>「16 号」につきまして、「11 番 河上委員」をお願いします。</p>
河上委員	<p>写真のような状況で、居宅が増築され、庭として利用されている状況です。よろしくお願いします。</p>

議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第 4 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 全員～
委 員	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第 3 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 3 件です。事務局の説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「32 号」について説明します。場所は、旭町丸原センターから約 1,375m 北北西の後谷町内です。非農地証明の対象農地は、田畑 17 筆、合計面積 21,141 m²で、平成 10 年月日不詳から耕作放棄、現況：山林原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「33 号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター細谷分館から約 400m 西の三階町 3 町内です。非農地証明の対象農地は、田畑 4 筆、合計面積 2,890 m²で、昭和年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「34 号」について説明します。場所は、那賀西部農道河内トンネル弥栄側出入口から約 125m 北北東の三隅町井川 黒沢 4 区です。非農地証明の対象農地は、畑 2 筆、合計面積 237.09 m²で、昭和年月日不詳から耕作放棄、現況、山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「32 号」につきまして、「13 番 橋本委員」をお願いします。</p>
橋本委員	<p>12 月 10 日に事務局の方と現地を確認しました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	「33 号」につきまして、「11 番 河上委員」をお願いします。
河上委員	<p>写真を確認していただくと、竹がたくさん生えており、再生は困難な状態でした。よろしくをお願いします。</p>
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
大崎委員	「34 号」につきまして、草刈をすれば耕作は可能だと思います。再生困難

	の基準がわからなくなっています。
事務局	対象地の面積であるとか、周辺の状況、例えば、今回のように隣接地が山林であったり、基本的には、土地所有者の状況等も考慮して、判断してはと考えています。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～挙手 全員～
議長	挙手、全員です。承認といたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 ないようですので、第23回総会を終了します。

終了 午前10時10分